主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人並びに弁護人澁谷正俊の上告趣意について。

被告人の上告趣意は、お寛大な処分を仰ぎたいというのであり、弁護人の上告趣意は結局執行猶予の判決を仰ぎたいというに帰するから、いずれも明らかに刑訴四 〇五条に当らないし、また、記録を精査しても同四――条を適用すべきものとも思 われない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年五月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	鵉	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎